

◇泉 美和子 君

○議長（高橋 猛君） 次に、9番、泉 美和子君の一般質問を許可いたします。泉 美和子君、登壇願います。

（9番 泉 美和子君 登壇）

○9番（泉 美和子君） 通告に基づき一般質問いたします。

初めに、子供の医療費無料化拡大について質問いたします。

昨年8月から小学校卒業まで無料化が拡大され、お母さんたちから喜びの声が上がっていますが、同時に他の自治体のように、せめて義務教育終了まで無料だと助かる、ぜひ拡大してほしいという声も出されています。長引く不況のもと、子育て世代の経済的負担は年々大変になっています。医療費が高い、安い、家は、家計に直結するものです。そういう意味では、いろいろな子育て支援策の中で、医療費無料化は中心的な柱とするべきものだと考えるものです。

子供が病気やけがをしたときに、お金の心配をしないですぐお医者さんにかかるようにすることは、行政の大事な仕事ではないでしょうか。もちろん私どもは国の制度として確立すべきだと、これまで要望もしてきましたし、今後も要望していくわけですが、今回県の制度の拡大に伴い、県内8市町村ではさらに独自に上乘せをして中学卒業まで無料にしています。当町でもぜひ中学卒業まで無料にするよう求めるものです。

全国的にも子供の医療費無料化が進んでいる自治体には、若い世代が移り住むなど、人口増となっている例が多くあります。美郷町でも他の子育て支援策とあわせ、医療費無料化を広げ、子育てしやすい町、若い人たちが外から移り住みたくなるような町にしていくことが、活気あるまちづくりにもつながると思います。

子育て世代の負担を軽減し、子育てしやすいまちづくりを進めていく上でも、中学校卒業までの医療費を無料にすることについて見解をお伺いいたします。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まずは、県内の状況をご説明いたします。

現在、秋田県内で福祉医療費の助成対象を中学生までに拡大している市町村は10市町村あります。しかし、その中で入院・外来全てを対象としたいいわゆる医療費無料化を実施しているところは5町村となっております。

また、美郷町の取り組みについては、議員ご承知のとおり、昨年8月から県が福祉医療費助成

を小学生に拡大したことに伴い、本町でも対象を小学生まで拡大するとともに、県制度では所得制限のために対象外となる児童に対しても、町単独事業として助成対象にしているところです。

さて、ご質問の中学生までを対象とした医療費無料化についてですが、医療費無料化に伴う影響について、ある保健数理学者が研究をされております。国民健康保険を例にしますと、これまで7割給付を10割給付、つまり医療費無料化にすると、医療費が通例30%から50%増大することです。

このことは、医療費無料化に係る一般財源のみを手当てするだけでは、施策展開に必要な行政対応が完結しないことを意味し、医療費増大に伴う影響、具体的には国民健康保険税の増税も覚悟して医療費無料化の対応をしなければならないということです。

また、本町においては、今後地方交付税における合併特例措置が段階的に縮小され、勢いこれまでの施策についても見直しを議論しなければならない状況が見通されていることは、議員もご存じのとおりです。

国民健康保険における税負担の増額に悩んでいる現状を認識しながら、加えて現在の各般の施策の今後の財源問題で、継続を確実に約束できる状況にないことを考慮しますと、町単独事業として福祉医療費助成を中学生に拡大することは慎重にならざるを得ず、現段階では実施を考えていないことにご理解をお願いいたします。

なお、子育て世代への町の支援策は、以前も答弁させていただいておりますが、福祉医療費だけではなく、児童生徒等の公式大会派遣費の全額補助、あるいは課外活動や公式大会出場等の際の町有バス提供による保護者負担の軽減、さらには全額町負担による芸術文化公演の鑑賞など、幅広く他自治体と比し特徴的な支援策を講じておりますことにご理解をお願いいたします。以上です。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。9番、泉 美和子君の再質問を許可いたします。

○9番（泉 美和子君） 現段階では慎重にならざるを得ないということで、町長のこれまでの答弁でももちろん理解しているつもりですが、いろいろな医療費以外の支援策、町の支援策はもちろんそれはよしとするものです。そうですが、さらにそれに今のこういう経済状況を考えると、やはり一番柱になるのは医療費の問題で、お金の心配をしないで子供たちが、次代を担う子供たちが安全にすぐお医者さんにかかる状況をつくっていく、こういう立場でずっと質問しているわけですけれども、今おっしゃいました国保税の値上げにつながるなど、財政問題が一番大きいように理解するものですが、今回ちょっと試算をしていただいたのですが、中学校卒業まで拡大すると、大体843万何がしかかかるような額を教えてくださいました。予算額としてはまず約1,000

万円くらいということでありますけれども、それ自体は大きな額ではありませんけれども、でも1万、2万とかという額に比べれば、それ自体はもちろん大きな額だと思いますが、全体の町の状況、予算状況からすれば、やはり政策として、町長の決断でできるものではないかなと私は考えるものです。そういう立場から質問したところです。

予算的にいくと、多分同じようなご答弁だとは思いますが、もう一度お願いいたします。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えいたします。

議員がご提示いただきました金額につきましては、私どもの事務担当者が試算した結果でしょうから、私も同じ数字を持っております。ただ、先ほど答弁で言いましたとおり、この概算の支援額にとどまらないのが医療費の無料化であるということにぜひご理解いただいて、議員もかねてよりご発言をなされている国民健康保険税の負担をふやすなということとパラレルになるということをぜひご理解いただきたいと思っております。

○議長（高橋 猛君） それでは、次の質問に入っていただきます。

○9番（泉 美和子君） 今のご答弁で、国保の問題は、これも今までずっといろいろやってきたことですが、やはりこうなると、国庫負担をやはり復元させるという、そういうことが本当に重要になってくるのではないかなというのを、今の町長答弁を聞いて強く感じましたので、国に対して国庫負担増額などを引き続き、ぜひ機会があるごとに求めていっていただきたいと思っております。

次の質問に移ります。

今月9日、仙北市田沢湖で発生した集中豪雨による土石流災害の痛ましい経験から、町の防災計画の総点検と危険箇所などの調査と対策について伺います。

犠牲になられた方々、被災された方々に心からお悔やみとお見舞いを申し上げます。14日に私どもの高橋ちづ子衆議院議員が現地調査に入りましたが、私も同行して被害の大きさを目の当たりにいたしました。

昨今の異常気象を見ると、これまで経験したことのないゲリラ豪雨がいつ我が町に起こるとも限りません。万が一今回のような災害に巻き込まれたときに、自治体として住民の命が真っ先に守られるための対応が当然求められています。避難基準の見直しと確実な避難体制の確立が重要になっていると思っております。

このたび秋田県が、仙北市など13市町村で土砂災害に関する避難勧告などの具体的な発令基準が明確化されていないとして、土砂災害警戒情報など気象情報に基づく発令基準のマニュアル化

を促す方針だとのことですが、県のほうに確かめた資料では、当町でも残念ながら具体的な発令基準がないと伺っています。これについてはどのような対応がされているのでしょうか。

例えばにかほ市では、避難勧告などは土砂災害を対象とする大雨警報、土砂災害警戒情報や今後の気象予測、土砂災害危険箇所巡視者からの報告などを含めて総合的に判断して発令するとしています。大雨警報が発表されたとき、避難準備とし土砂災害警戒情報が発表されたときは、避難勧告としているということです。具体的な避難勧告や避難指示の具体的な発令基準が住民の命を守る上で重要なことは言うまでもないと思います。町でそういうものがないとすれば、早急に策定すべきだと思います。

秋田県と市町村で今回の集中豪雨を受けて災害時の対応に関する連絡会議を開いたとのことでもあります、町の対応、対策を伺うものです。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まずもって8月9日の豪雨災害によりお亡くなりになりました方々のご冥福をお祈りいたしますとともに、被災された方々に心からお見舞いを申し上げます。

さて、ただいまのご質問にありました発令基準についてですが、議員ご指摘のとおりでございます。美郷町として今現在各般において見直し作業を行っているところであり、県のほうも現在、秋田県地域防災計画の修正作業が進められている状況でありますので、その修正作業の内容を踏まえつつ、加えて町として早急に整備すべき点については早急に整備を進めてまいりたいと存じます。

なお、平成21年3月においてですが、美郷町における急傾斜地危険地域、あるいは地すべり危険箇所、あるいは土石流危険渓流、そして山腹崩壊危険地域、崩落・崩壊土砂流出危険地域等の箇所をマップに明示した災害ハザードマップというものを全戸配布しております。その中で、自分が住んでいるところがどういう状況、危険性があるのかということ把握できますので、町としても各世帯に改めて確認するよう周知に努めてまいりますし、町としても県と一緒にしながら、先般報道がありました、実地調査を県がスピードアップするというふうにおっしゃっておりますので、県と連携を図りながら警戒区域等において行政が行う取り組みを迅速に進めてまいります。

また、県が標識や看板の設置を進めてまいるというふうな方針を明らかにしておりますので、町としても県と協調して迅速に取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。9番、泉 美和子君の再質問を許可いたします。

○9番（泉 美和子君） 1つ伺いたいのは、実際不幸にしてこういう災害が起こったときにですが、職員の皆さんの体制といいますか、今回仙北市などでもなかなか専門といいますか、状況がよくつかめないという、その地域の人たちのいろんな声を、今回のような一点に、一極集中したときは、もう地域の状況がなかなか確認できないかもしれませんけれども、いろいろ情報を得る体制、そしてその判断する体制というのですか、そういうのがなかなか今回ちょっと仙北市の場合に、ちょっと大変だったのではないかというのも、ちょっといろいろ説明を受けながら感じたところでしたが、そういう点で十分な職員の体制といいますか、そういう点はどのように考えていらっしゃるのか。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えいたします。

東日本大震災を経て、町では各行政区に担当職員を張りつけております。担当職員が行政協力員と連携をとりながら情報収集するというのが一義の情報収集、また職員の対応のありようです。ただ、今般のように一極集中かつ情報収集するための交通の確保ができないような災害であった場合は、やはり情報インフラをいかに使うかということが課題になるかと思いますので、そういう点で今現在検討しているところです。以上です。

○議長（高橋 猛君） それでは、次の質問に入っていただきます。

○9番（泉 美和子君） 次の質問です。社会保障制度改革について国政問題ではありますが町長の見解をお伺いしたいと思います。

安倍政権が社会保障制度を大改悪していく手順を定めたプログラム法案の骨子を閣議決定いたしました。

これまで消費税を増税し、社会保障充実の財源に充てると言ってきましたが、充実どころか、逆に国民に負担増と給付削減をもたらすスケジュールがめじろ押しの内容です。関係団体からも生きる権利が脅かされるものだという批判が上がっています。

例えば介護保険制度では、特別養護老人ホームの入所基準の厳格化やサービス利用者の自己負担割合引き上げなどです。そして、介護要支援1・2と認定された高齢者を保険給付の対象から外し、市町村の自助に移す、こういうことが検討されています。これは自治体間で格差が生まれるのではないかと、また認知症の初期段階でサービスが使いにくくなるのではという疑問の声もたくさん出されているものです。

さらに、現在1割の利用料を年収三百数十万円以上の高齢者夫婦世帯には2割にする方向で検

討が進められています。来年の通常国会に法案を提出し、2015年度の実施を目指すとしています。

また、医療では70歳から74歳の窓口負担原則1割を、新たに70歳になる人から早期に2割に引き上げるとしています。負担増が実行されれば、受診抑制がふえることは明らかです。

さらに、また国民皆保険制度の根幹をなす国保制度の見直しも焦点になっています。国保の広域化で負担と給付の一本化、さらなる国保税の負担増が予想されます。国保負担の引き上げこそが重要です。さらに、年金の毎年の削減や年金課税強化で生活費が年ごとに増すこととなります。さらに、保育に関する公的責任を脅かす新システムの推進なども図られようとしています。

これは国の問題だとして片づけられない、住民の暮らしに直結する問題です。現役世代も高齢者も安心できる社会保障制度をつくることこそが今求められていると思うものです。住民の暮らしを守る自治体の首長としてどのようなお考えかお伺いするものです。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

社会保障改革のプログラム法案は、社会保障制度改革推進法において、社会保障改革国民会議の結果を踏まえ、法制上の措置を講ずるとされていることを受けて検討されているものであり、8月21日にこの法案の骨子が閣議決定されております。

プログラム法案の骨子では、社会保障制度改革国民会議がまとめた報告書をもとに、少子化対策、医療、介護、年金の各分野の改革項目及び実施時期が示され、秋の臨時国会にプログラム法案が提出されるとともに、並行して厚生労働省の審議会等において個別の改革内容が具体化され、年明け以降に必要な法改正案が順次国会へ提出される予定であると伺っております。

今回閣議決定された法案骨子には、介護や医療部分においてサービスを受けた際の自己負担の引き上げなどが含まれる一方で、難病への医療費助成の拡大や国民健康保険の財政支援の拡充、低所得者の国保料、後期高齢者医療制度保険料の負担軽減、低所得高齢者の介護保険料の軽減なども盛り込まれております。

また、国民健康保険の運営を市町村から都道府県に移すことや、介護保険の要支援、高齢者向けのサービスを市町村事業へ段階的に移管するなど、市町村の業務に大きくかかわる内容も含まれています。

本格的な検討はこれから進んでいくものと思いますが、現段階で伝わってきている内容では、国民にとってサービス向上につながるもの、議員ご指摘の負担増加につながるものなどが混在し

ているほか、業務として市町村から離れるもの、新たに加わるものなども混在しているため、単純によい、悪いとは言いがたい側面を持っておりましてことにご理解をいただきたいと存じます。

いずれ町民や町の行政運営にどのような影響が生じてくるのか、今後の具体検討を注視してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）9番、泉 美和子君の再質問を許可いたします。

○9番（泉 美和子君） 私は負担増となる例をわかるように述べましたけれども、もちろん難病対策などいろいろ対策を、一定程度の対策をとっているものもありますが、差し引きするとどういいますか、消費税の増税等を含めて、どちらかという、負担増につながる、またサービス、社会保障制度の切り捨てにつながるような中身だと理解するものです。

なかなかこれまでいろいろな多くの方々の意見を踏まえてこういうものが出ているとは言いながらも、多くの国民負担増となるもので、こういうものをぜひやめるべきだという声を末端から上げていくことが今とりわけ大事ではないかと思うものです。

国会に諮られることではありますけれども、ぜひいろいろな、例えば国保の広域化の問題では、負担増となる町の一人一人、隅々の声がなかなか届きにくくなる制度だと私は理解するものですので、ぜひこういうことに対しても、これまで町村会などでも検討はしているわけですが、ぜひ住民の立場、暮らしを守る立場に立っていろいろ意見を述べて、機会あるごとに述べていただきたいと思います。

次、T P P、環太平洋連携協定について質問をいたします。

日本が参加したT P P交渉で交渉参加国に厳しい守秘義務が課され、政府から交渉経過に関する情報も得られないことに、国民はもとより自党内にも不満が広がっているとの報道もあります。

しかし、T P P交渉が秘密交渉で妥結まで内容を知ることができない仕組みであることは周知の事実でもあります。これまでは日本政府の主張内容すら秘密、何を守るかも、何を主張したかも明らかにしないまま結論だけが国民に押しつけられてしまうことになりかねません。

T P Pは農産物の関税の問題もありますが、貿易の妨げになる各国の制度、非関税障壁を取り払い、多国籍企業が自由に活動できるようにすることが本質だと考えます。これを担保するものが、投資先の国や自治体の制度によって損害を受けたとする多国籍企業とその国を相手どり裁判で訴えることができるとしたI S D条項です。これは憲法の根本原理である国民主権を多国籍企業主権へと引っくり返すという大変重大な問題だと思います。

危険なTPP交渉からの即時撤退こそ住民の利益を守る道だと思います。大事な局面を迎えているTPPについて、改めて国政問題ではありますけれども、町長の考えを伺うものであります。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

TPPは農林水産業分野だけでなく、広く地域経済や国民生活に影響を及ぼすことが想定されていることから、交渉内容やその過程に国民の関心が集まっていることは当然のことと認識しております。

しかし、交渉に守秘義務が課されることがルールである以上、その内容が伝わってこないことは受け入れざるを得ず、また一方、内容が伝わってこないからといって、イコール危険である、あるいは国民の利益を害するものに直結するとは論理的に言い切れないため、はっきりしないことのジレンマ、あるいは安心できないという心情は私も理解するところです。

なお、TPPの交渉に関しては、ことし4月、秋田県町村会から農林水産大臣に提出しました平成26年度政府予算及び施策に関する提案書の中に、とりわけ農林水産分野の重要5品目などの聖域の確保を最優先すること、また平成32年度までの政策目標として平成22年3月に閣議決定された食料・農業・農村基本計画の中でうたわれております、活力ある農山漁村の再生と食料自給率50%の達成に矛盾するものでないこと、それができないと判断した場合には脱退も辞さないことなどを盛り込み要望しているところです。

また、農業以外の交渉分野での影響も想定されているところですので、そうした全分野の影響を総合的に視野に入れ、国として守るべきは守る、必ず守ることを大前提にしつつ、利益を得る分野と利益を失う分野を総合的に判断し、全体として国益が損なわれるような場合には交渉離脱すべきと私は考えております。

したがって、政府関係者には守るべき国益については大いに主張し、不利にならないよう頑張ってくださいですし、交渉が妥結して国会で議論する段階に至った場合には、議員ご指摘のISD条項を含め、国会議員には将来を俯瞰し間違いのない適切な判断をしていただくよう心から願いたいと存じます。以上です。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。（「終わります」の声あり）

これで、9番、泉 美和子君の一般質問を終わります。